発行:調布市(毎月5日・20日発行)所在地:〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1 市ホームページ: https://www.city.chofu.tokyo.jp/ **☎042-481-7111** 編集:行政経営部広報課

^{令和5年(2023年)} No.1739 **5**/20

CONTENTS(主な内容)

新型コロナウイルス関連
物価高騰に対する給付金・補助金
令和5年 春の叙勲
6月の休日診療当番医1!
FC東京青赤ストリートを開催 ······16

市報ちょうふの配布に関する問い合わせは 市報ちょうふ配布コールセンター(配付受託業者㈱小平広告) ☎042-300-3131



令和5年度から令和12年度までの8年間の調布市のまちづくりの方向を示す「基本構想」と、 まちの将来像を実現するための主な施策の体系や事業の概要を示した「基本計画」からなる第6 次総合計画を策定しました。

圆企画経営課☎481-7368

続きは2・3面をご覧ください →

手を い立ち直

つ なぐ樹 420 444



第6次総合計画を策定しました

特集

令和5年度から令和12年度までの8年間の調布市のまちづくりの方向を示す「基本構想」 と、まちの将来像を実現するための主な施策の体系や事業の概要を示した「基本計画」から なる第6次総合計画を策定しました。

圆企画経営課☎481-7368





みんなで創り上げた 基本構想

令和3年7月から「基本構想策定推進市民会議」がスタート。 市民会議委員一人ひとりが、それぞれの思いや考えを発表し、これからの調布の未来に何が必要か、 1年以上にわたる議論を経て、基本構想の提案書の素案を創り上げました。

市民会議とは?

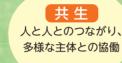
公募の市民と市のプロジェクト・チーム職員 (計46人)で構成しました。令和5年3月31日ま でに21回の会議を開催し、検討を重ねました。



調布×未来=CHOFUTURE

8年後のまちの将来像









議論の内容は

文字とイラストで図解して

分かりやすく残しました。

産学官連携、まちづくり 言葉に想いを込めて

ともに創る 彩りのまち調布

市民の思いが詰まった

提案を活かしてください。



基本構想素案(市民会議案)提案式

共創

さまざまな変化、まちの魅力、 利便性、景観、芸術、国際性



市民会議を重ねる度に いろいろなことが 見えてきました。



- 安全に安心して住み続けられるために
- 安心して子どもを産み育てられ、将来を担う子ども・若者が力を発揮できるために
- みんなで支え合い、いつまでも心穏やかに暮らすために
- 学びやスポーツを通じ、誰もが充実した毎日を過ごすために

- 多様性を認め合い、安心して自分らしく暮らせるために
- 調布ならではの魅力にあふれ、活気に満ちたまちにするために
- 地域の特徴を生かした快適で利便性に富むまちをつくるために
- 豊かな自然と人が共生する、持続可能なまちをつくるために

まちづくりの実践に当たっての基本姿勢 1 市民が主役のまちづくり 2 市民のための市役所づくり 3 計画的な行政の推進

具現化するための



安全・安心に暮らせる まちをつくる

- 地域防災力の向上
- 犯罪抑止対策の推進対策
- 下水道施設の浸水・地震対策 の推進 など







人と自然がおりなす うるおいあるまちをつくる

- 地球温暖化対策の推進
- 公園・緑地等の整備
- ●深大寺地区における



5つの重点 プロジェクト

まちの将来像の実現に向けて、計画 期間内に重点的に取り組むべき内容を 重点プロジェクトとしています。

調布の宝である子どもたちを 応援するまちをつくる

- ●子どもの医療費助成
- ●学童クラブの整備
- 不登校児童・生徒への支援 など



にぎわいと交流のある 活気に満ちたまちをつくる

- ■調布駅前広場の整備
- 東部地区における交通環境の改善
- ▶「水木マンガの生まれた街 調布」の推進(など)



誰もが自分らしく安心して 住み続けられるまちをつくる

- ●地域包括支援センターの充実
- 重度障害者施設の整備
- ●総合的ながん対策の推進 など





施策の推進、成果向上の視点

基本計画に位置付けた施策の推進、成果向上に 向けて4つの視点から取り組みを推進します。

総合計画策定産学官連携会議

社会的な課題を的確に捉え、企業・大学などの専門的

知見を活かし、課題解決につなげるため、産学官連携会

デジタル 技術の活用

提案書を踏まえた

行革プランの検討

分野別計画、

共創の まちづくり 脱炭素社会 の実現



分野別計画(30 施策)

基本構想における分野別の将来像の具現化に向け て、各施策の方向や各施策の基本的取組などを示し

行革プラン 2023(37 プラン)

分野別計画の施策・事業を着実に推進するための 行政改革に関する取り組みを示しています。

地域別計画(東部・西部・南部・北部)

各地域の特性を踏まえた今後のまちづくりの方向 を示しています。



(5日号) 5日~19日 職員インタビュー、ミニコーナーなど (20日号) 20日~翌月4日 職員インタビュー、特集など 放送時間 正午~、午後8時~ (各30分) ※特集内容により、放送時間が変更になる場合があります





議を設置し、意見を伺いました。

[4] 令和5(2023)年5月20日 No.1739

新型コロナウイルス 5類感染症へ

固健康推進課☎441-6100

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症へ変更されたことによ り、これまでの対応が変更されました。

5月8日からの主な変更点

診療体制/受診できる医療機関は段階的に拡大(原則、全ての医療機関) 検査・診療費用/自己負担あり(保険診療)※都の無料検査は終了 行動制限/なし

濃厚接触者/特定や外出自粛なし

自宅療養者支援/食料や日用品の支援、パルスオキシメーター貸与は終了

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の療養期間

感染した場合、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかど うかは個人の判断に委ねられますが、発症後10日間が経過するまではマスクの 着用など感染対策をして周りの方へうつさないように配慮をお願いします。

●外出を控えることが推奨される期間

- ◆特に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出
- ●5日以内にやむを得ず外出する場合、症状がないことを確認し、マスク着用 など感染対策を徹底する
- 5 日目に症状が続いていた場合は、<mark>症状が軽快して24時間程度が経過するま</mark> では、外出を控え様子を見る

●相談窓□

東京都新型コロナ相談センター20120-670-440 (毎日24時間) 救急相談センター☎#7119、小児救急相談☎#8000

診療可能な医療機関∕東京都福祉保健局Ⅲ参照

東京都HP

5 類感染症へ変更を受けた市の施設の対応

「調布市公共施設の開館・利用における感染拡大防止ガイドライン」は廃止 します。そのため、新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした 施設予約の取り消しに伴う既納の施設利用料金の全額還付は5月31 日例で終了します。

最新情報は、市Ⅲをご覧ください。



新型コロナワクチン 令和5年春開始接種 予約受付中

園初回(1・2回目)接種を終了し、以下のいずれかに該当する方

- ●65歳以上
- ●基礎疾患を有する5歳以上
- ●医療・高齢者施設などの従事者

※オミクロン株対応ワクチンを接種していない小児(5~11歳)の方は、基礎 疾患の有無に関わらず、1回接種が可能

接種券の事前申請が必要な方/64歳以下で、4回目接種時に基礎疾患の有無な

どを申請せず、接種券が送付されていない方 ■電子申請、または市コールセンターに電話、

直接市役所コロナワクチン相談窓口

他詳細は市田参照



電子申請は こちら

集団接種会場で接種

超5月/木・日曜日を除く毎日

6月1日~10日/

水・土・日曜日を除く毎日 ※10日のみ土曜日も実施

所調布市役所診療所(市役所敷地内)

接種時間/午前9時~11時30分

午後1時30分~4時

使用ワクチン/モデルナ社製オミクロン 株対応ワクチン



※ワクチン接種のために来庁する場合は 市役所駐車場の利用はご遠慮ください

インターネットで予約



電話で予約 問い合わせもこちらへ

(調布市新型コロナワクチンコールセンター)

ळा0120−139−710

※午前9時~午後5時(集団接種を実施する土曜日 も開設)。かけ間違いにご注意ください

個別医療機関で接種

使用ワクチン/ファイザー社製オミクロン株対応ワクチン 武田社(ノババックス)ワクチン

予約方法/直接医療機関へ

個別医療機関一覧



新型コロナワクチン相談窓口の開設場所を変更

変更後/めじろホール(市役所1階) 変更前/市民ロビー(市役所2階) 期5月25日休~

東京消防庁第八消防方面・調布市 合同総合水防訓練

■5月27日出午前9時30分~11時※荒天中止

励多摩川7丁目19番地先多摩川左岸河川敷(京王相模原線鉄橋下流) ₫積み土のう工法、住宅浸水防止工法など水防工法の実施、消防へリコプター と救命ボートでの水難救助訓練、消防車両の展示、応急救護体験、水圧ドア体

験など 匣当日直接会場へ※車での来場不可

他手話通訳あり

間総合防災安全課☎481-7346

市各部の経営方針の公表

市政の更なる透明性の向上と市民との情報共有を図るため、市各部の取り組 みや今年度の目標などをまとめた「各部の経営方針」を公表しています。

閲覧場所/公文書資料室(市役所4階)、市Ⅲ

問企画経営課☎481-7369

審議会等の会議の傍聴

※車いすや手話通訳を希望する場合は 要事前相談

第1回環境保全審議会

■5月24日 欧午後1時15分~(受付1時~) 励文化会館たづくり12階大会議

場 屋当日先着5人 圓環境政策課☎481-7086

第1回国史跡下布田遺跡保存活用整備検討委員会

■ 5月29日月午後1時30分~ 励文化会館たづくり9階研修室

園当日先着5人 間郷土博物館☎481-7656

第1回文化財保護審議会

■5月30日以午後2時30分~ M文化会館たづくり3階303・304会議室 **定**当日先着 5 人 **問**郷土博物館 **☎**481 − 7656

第77回ふじみ衛生組合地元協議会

■6月1日附午後6時30分~ **励**クリーンプラザふじみまたはオンライン(Zo om) **ಠ**申し込み順10人 **•• 回 回 E** メールに住所、氏名、 **E** メールアドレス、 希望する傍聴場所を明記し、5月25日休までにふじみ衛生組合☎490-5374 Efujimi-soumuka@fujimieiseikumiai.jp

リサイクルセンター更新に関する第3回事業方式及び事業者選定審議会

■6月2日 金午後7時~ 励クリーンプラザふじみ ■当日直接会場へ 問ふじみ衛生組合☎482-5497

第1回高齢者福祉推進協議会

■6月8日附午後6時30分~8時30分(受付6時10分~) 励文化会館たづく り12階大会議場 園当日先着5人 間高齢者支援室☎481-7149

物価高騰に対する給付金・補助金

世帯向け

エネルギー・食料品価格等 物価高騰対策支援給付金



物価高騰により家計に厳しい影響が生じている世帯に対して、給付金を支給します。

支給額/1世帯当たり3万円 **支給時期・方法**/市が確認書などを受理した日からおおむね4週間程度で指定口座に振り込み

図令和5年5月1日(基準日)時点で調布市に住民登録があり、次の①23いずれかに該当する世帯※①231回のみの支給(重複受給不可)

①世帯全員が令和4年度住民税均等割非課税世帯、均等割のみの課税世帯

■5月31日 別に給付金支給要件確認書を送付。支給要件や振込□座を確認のうえ、確認書と必要書類を返信用封筒で返送

②令和5年度住民税均等割非課税世帯、均等割のみの課税世帯

■①を除く対象の世帯に、7月中旬に給付金支給要件確認書を送付

③家計急変世帯

11 ②以外の世帯のうち、予期せず売上の減少や雇い止めなどにより令和5年1月以降の家計が急変し、世帯員全員のそれぞれの収入見込額が、均等割のみの課税水準以下に該当する世帯が対象。6月中旬から申請書の配布・受付を開始予定

①~③共に

⑩世帯全員が、住民税が課税されている親族などの扶養を受けている場合は対象外 確認書・申請書の提出期限/9月29日 (必着)

週物価高騰対策支援給付金コールセンター**∞**0120−120−325 (平日午前9時~午後5時)

事業者 向け

調布市市内事業者 物価高騰支援事業費補助金



市内事業者に対し、燃料費、電気料金、ガス料金の一部を補助します。

对象期間/令和4年12月~令和5年2月

申請期間/令和5年6月1日休~8月31日休

対以下の全てに該当する事業者

①市内に事務所または事業所を有する事業者(法人 または個人事業主)

②令和4年12月~令和5年2月に事業用途として燃料、電気、ガスを使用

③申請時点で事業を営んでおり、今後も事業継続の意思がある 対象経費/令和4年12月~令和5年2月に事業用途として使用した燃料費、

電気料金、ガス料金を合算した金額の2倍(半年分としてみなすため)

補助金額/対象経費の20% (1000円未満の端数がある場合は切り捨て) または補助上限額のいずれか低い額

補助上限額/法人:30万円 個人事業主:10万円

□電子申請または郵送で〒182-0026小島町 2-36-21調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金事務局



事業専用HP

●詳細は事業専用Ⅲ参照

<mark>圆</mark>調布市市内事業者物価高騰支援事業費補助金事務局専用ダイヤル

☎444−8133

調布市商工会☎485-2214

(産業振興課)

子育で世帯向け

低所得の子育で世帯に対する子育で世帯生活支援特別給付金



国は、物価高騰の影響を特に受ける低所得の子育で世帯に対し、給付金を支給します。市では国の給付金の対象を拡大し、独自に給付金を支給します。

●ひとり親世帯分(国給付金)

☑以下の要件のいずれかに該当する方

①令和5年3月分の児童扶養手当が支給された

②公的年金等を受給していることで令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない

③食費などの物価高騰の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同水準となっている

※①は申請不要。支給開始は5月下旬予定。詳細は、通知を要確認

※②③は要申請。申請書類は6月中に市⊞でお知らせ

●ひとり親世帯以外分(国給付金)

划以下の①②のいずれかに該当する方

①令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を受給している

②以下の養育要件のいずれかと所得要件のいずれかの両方を満たす

養育要件/②令和5年4月分から令和6年3月分のいずれかの児童手当または 特別児童扶養手当を受給する⑤③以外で平成17年4月2日~令和6年2月29日 生まれの児童を養育している

所得要件/ ②令和5年度分の市民税均等割が非課税 ②食費などの物価高騰の影響により、家計が急変し、収入が令和5年度分の市民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる

※①は申請不要。支給開始は5月下旬予定。詳細は、通知を要確認

※②に該当する方のうち、**養育要件**の②と**所得要件**の②ともに該当する方には、順次お知らせをお送りし、6月から支給予定。それ以外の方は申請が必要。申請方法などは、後日市配でお知らせ

■離婚した方、離婚協議中で配偶者と別居中の方、DV避難中の方は、ご自身で給付を受けられる場合があります。詳細は要問い合わせ

●市独自拡充分(市給付金)

闘国給付金を受給していない方で、以下に該当する方

①令和5年4月~令和6年3月分の児童育成手当が支給された

②令和5年度の就学援助が認定された

③18歳までの子育て世帯で生活保護を受給している

※申請不要。支給開始は7月下旬予定。対象者には通知予定

支給額/児童1人につき5万円

聞子ども家庭課☎481-7093

♦ パブリック・コメント→

調布市都市計画マスタープラン・ 立地適正化計画 (素案)

意見の提出(案の公開)期間/5月31日州~6日29日州 案の公開場所/意見の提出先、公文書資料室(市役所4階)、神代出張所、文化会館たづくり11階みんなの広場、市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)、各図書館・公民館・地域福祉センター、教育会館(1階)、市 意見の提出方法/直接(平日のみ)、または郵送・FAX・Eメール・インターネット専用フォームに、住所、氏名、意見を明記し、期限までに問い合わせ先に提出※各公共施設の意見提出箱にも提出可。各公共施設の開館状況は市配参照、または要問い合わせ

意見の提出先・週〒182-8511市役所都市計画課(市役所 7 階) ☎481-7453・**国**tikubetu@city.chofu.lg.jp 提出意見と市の考え方の公表/9月頃に市四などで

お知らせ

●説明会

■①5月31日以午後6時30分~8時②6月3日出午 後2時~3時30分(いずれも開始15分前から受け付 け) **励**①グリーンホール小ホール②教育会館3階 研修室 **園**各回申し込み順50人

■開催前日までに、電話またはEメールに住所、氏名、電話番号を明記し都市計画課

調布市公共施設等総合管理計画を改訂

公共施設等マネジメントの進捗状況や令和4年度 に改訂された総務省指針の内容を踏まえ、平成28年 度に策定した公共施設等総合管理計画を改訂しました。

閲覧場所/企画経営課(市役所5階)、公文書資料室(市役所4階)、市**Ⅲ**

問企画経営課☎481-7510

令和5年 春の叙勲

社会の広い分野における長年のご功績により、 市内在住の次の方々が勲章・褒章を受章されました(敬称略・順不同)。

春の叙勲

瑞宝中綬章 片桐 正彦 瑞宝中綬章 渡邊嘉二郎 瑞宝小綬章 椎名 三男 瑞宝小綬章 長江 哲

瑞宝単光章 遠藤香世子

危険業務従事者叙勲

 瑞宝双光章
 小林
 一広

 瑞宝单光章
 鈴木
 清治

 瑞宝单光章
 横井
 稔

春の褒章

紫綬褒章 井田 良



(総務課)



7月の子どもの健診

健診名: 対/3・4カ月児: 令和5年3月生まれ 1歳6カ月児:令和3年12月生まれ

3歳児:令和2年6月生まれ

厨文化会館たづくり西館保健センター1階 他間詳細は健診月の前月初旬に郵送する通知参照。転 入者や日程変更希望の方は健康推進課☎441-6081

7月のこども歯科相談室



健診名	対 象	日時
①1歳児	令和4年6・7月生まれ	7月12日似午前
②2歳児	令和3年6・7月生まれ	7月7日巤午前 19日似午前
③2歳 6カ月児	令和2年12月・ 令和3年1月生まれ	7月14日 金午前 26日 以午前
④3歳 6カ月児	令和元年12月・ 令和2年1月生まれ	7月5日似午後
⑤4歳児	令和元年6・7月生まれ	7月3日87刊後
⑥5・6 歳児	平成29年4月~ 平成30年7月生まれ	7月28日魵午後
⑦矯正相談	3歳~中学生	7 / 1200(地) 及

所文化会館たづくり西館保健センター2階 西むし歯予防の話、歯科健診、歯磨きの話 **■** □ 5月23日以午前9時から①電子申請②~⑥随時⑦ 電話で健康推進課☎441-6081

児童育成手当の申請はお済みですか

6月分以降の児童育成手当は、申請者の令和4年分 (令和4年1~12月)の所得をもとに支給の可否を決定 します。これまで所得制限により手当を受給していな い方が、令和4年分の所得が所得制限額未満となった

場合、新たに手当を受給するためには申請が必要です。 他申請に必要な書類や所得制限は、子ども家庭課へ問 では、子ども家庭課へ問 い合わせ※児童育成手当はひとり親家庭や児童に一定 の障害のある家庭などのための手当

甲間子ども家庭課☎481-7093

令和5年度児童手当・児童育成手当の現況届 (年度更新届)の受け付け

5月31日⁄以降、手続きが必要な方へ現 🔲 🔭 🖳 況届を送付します。期限までに提出のない 場合は、手当の支給が保留となります。 ※児童手当は制度改正により、原則、現況 ポータル 届の提出不要(省略)



は郵送で〒182-8511市役所3階子ども家庭課☎481-7093。児童手当はマイナポータル(ぴったりサービス) で電子申請可

多胎児家庭育児用品等購入支援給付金を支給

闡申請日時点で市内に住民登録があり、多胎児(双子、 三つ子など)がいる世帯で、次の①~③のいずれかに 該当する世帯①児童育成手当を受給中②就学援助対象 ③市民税が非課税

図A多胎児用ベビーカーまたはチャイルドシート(2) 歳になる日までに多胎児1組につき1回まで) ®ラン ドセル (小学校入学時に児童1人につき1回まで) © 制服 (原則中学校・高等学校の入学時に、児童1人に つき計2回まで) ※A~©いずれも該当の多胎児が使 用するもの

■圆△育児用品購入日から3カ月以内®小学校入学予 定日の1年前から入学後3カ月以内©入学から3カ月 以内に、申請書(子ども政策課(市役所3階)、子ども 家庭支援センターすこやかなどで配布、または市皿か ら印刷可)を〒182-8511市役所子ども政策課

☆481-7757・7106へ郵送(必着)または持参

|活動助成対象者・グループの募集

①芸術文化・スポーツ活動支援給付金

対 1 年以上継続して市内に住民登録がある18歳未満の 子どもで、次の①~③のいずれかに該当する世帯①児

童育成手当を受給中②就学援助対象③市民税が非課税 **主な要件**/芸術文化・スポーツ活動などの分野で、令 和元年度から申請時までの間に全国規模の大会などで 優秀な成績を収め、今後も活動を継続する予定がある 支給額/個人1件につき10万円まで

支給対象期間と経費/令和5年4月1日~令和6年3 月31日(日)に支払われる大会への参加費用、遠征費のほ か、日頃の活動などに必要な費用

②子育て支援活動助成事業

園市民を対象に、子育て支援または子どものための活 動を行う個人やグループ

主な要件/個人とグループの代表者が市内に在住・在 勤・在学の満15歳以上(中学生を除く)で、グループ 構成員の半数以上が市内に在住・在勤・在学

助成額/個人やグループ1件につき2万円まで 助成対象期間/令和5年4月1日~令和6年3月31日

1)②共に

回に実施の事業

囮書類審査あり。詳細は市Ⅲまたは子ども政策課(市 役所3階)などで配布する応募の手引き参照

围 間間申請書(子ども政策課、子ども家庭支援センター すこやかなどで配布、または市Ⅲから印刷可)を6月 30日金 (消印有効) までに〒182-8511市役所子ども 政策課☎481-7757・7106へ郵送または持参

シルバー児童学習教室

教員経験や学習塾などでの指導経験のあるシルバー 会員が、基礎の習熟を重視して指導します。

①下石原教室

閻5年生算数・6年生国語:水曜日 5年生国語・6 年生算数:金曜日 厨下石原地域福祉センター

②調布ケ丘教室

置5・6年生国語:火曜日 算数:木曜日 所調布ケ丘地域福祉センター

①②共に

期4月~令和6年3月

閏午後6時~7時30分 対小学5・6年生

■1教科月3000円(別途教材費月100円。ワーク代実 費あり)

他各教室2人以上で開講(1教科のみの受講可)

■ 間市シルバー人材センター☎487-9375

認可保育園や幼稚園などが実施する 地域交流事業・園庭開放



図就学前の子どもと保護者 ■ ■ 5月22日 月以降の平日午前 9時30 分~午後4時に各保育園・幼稚園

※車での来場不可。申し込みが必要な場合 要則と記載

市HP





公・私立保育園の地域交流事業

- ●金子保育園☎483-4410
- 園庭で遊ぼう 要申 超6月1日休
- ●上石原保育園☎484-0234 園庭で遊ぼう 要則 程6月6日似
- 泥んこ遊び 要申 程6月20日(火)
- ●富士見保育園☎481-7671

遊びの広場 要則 超 6 月 3 日出・17日出

- ●皐月保育園☎482-2323
 - 園庭開放 超6月1日休・15日休
- ●緑ヶ丘保育園☎03-3309-5605
- 双葉保育園☎485-6651
- 🍽 ●レオ保育園☎488-4127
 - 園庭で遊ぼう 要用 租6月21日外
- 10 ■エンゼルランド☎480-6860

10

10

- 保育園でどんなところ? 要申 程随時
- じゃがいも掘り要則 躍6月中旬
- 🍋 ●調布なないろ保育園☎444-3900 0歳児クラスで遊ぼう要用 超6月7日例
 - 園庭で遊ぼう 要則 超6月9日金 登録園庭開放 要申 粗毎週金曜日

- ●調布城山保育園☎452-9496
 - 公園で遊ぼう(柴崎公園グラウンド) 置5月25日休、6月8日休
- ●東京YWCAまきば保育園☎483-5208
- 子育て支援 たんぽぽ広場 要用 **超**毎週火・水・木曜日
- ●城山保育園上石原☎490-2031
- お外で遊ぼう要用 超6月1日休・15日休
- ●調布ヶ丘ちとせ保育園☎442-4661
- 一緒に英語で遊ぼう 要則 超5月23日火
- ●ピノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園☎490-2270 ①5月生まれ誕生会②6月生まれ誕生会 要則 置①5月24日(水)②6月27日(火)
- ●プティ仙川ちとせ保育園☎03-5384-2551 ふれあい遊び・廃材遊び要申
 - **2** 6 月 7 日 / 3 · 14 日 / 3 · 21 日 / 3 · 28 日 / 3 · 28
- ●菊野台かしのみ保育園☎444-1467 体操・ダンス・園庭開放 圏 超6月20日火
- ●つつじヶ丘どろんこ保育園☎03-5315-9412 ロールサンドを作ろう要則 程6月23日金
- ●深大寺保育園☎485-2828

●上布田保育園☎482-2564

- ○~2歳児保育園体験 第1回要 超6月21日 № オートミール石けん作り要用 程6月10日仕
- ●仙川保育園☎03-3300-1055
- 一緒に遊ぼう 要申 超5月30日以
- ●ぽけっとランド仙川保育園☎03-6709-1016 たんぽぽの会 要申 程 5 月 24 日 🗷
- ●多摩川保育園☎483-4667
- 乳児と迷路あそび、園庭開放 超6月9日金 人形劇、園庭開放 要 超6月14日 例
- ●家庭的保育施設たんぽぽ☎444-5718
 - 手形・足形でおさかなを作ろう要則 超6月1日休

幼稚園の園庭開放

超5月29日(月)

- ●駿河台大学第一幼稚園☎487-4111 講演会 超6月1日休
- 園庭開放 超6月21日(水)
- ●調布白菊幼稚園☎03-3309-6111
- キッズランド要則 超6月6日火
- ●仙川教会子どもの家☎03-3300-8159 すくすくワールド 園庭で色水遊び 要申
- 父の日のプレゼントを作ろう要則 超6月12日月

英会話教室 (子どもEnglish) 受講生募集

図・目小学2年生クラス(追加)・6月3日出からの 月3回土曜日午後2時~2時50分

厨市シルバー人材センターサテライトルーム(布田4 −18−1ハラビル2階)園若干名 閏月3000円

食物アレルギー教室 (離乳食編) 「赤ちゃんの食事とアレルギーを学ぼう」



■ 5月22日 月午前9時から専用フォームで申し込み■健康推進課☎441-6081

赤ちゃんのスキンケア教室



専用フォーム 🔳 🙀

■6月22日 附午後2時~3時(受付1時45分~) 励文化会館たづくり西館保健センター2階

図令和4年12月~令和5年3月生まれの子どもと保護者 図申し込み順30組

子ども家庭支援センターすこやか

〒182-0022 国領町3-1-38 ココスクエア2階 ☎481-7733(午前9時〜午後5時) 専用皿あり

●ファミリー・サポート・センター事業説明会

子育てを手伝ってほしい方(依頼会員)と手伝える 方(協力会員)を結ぶ事業です。

協力会員による保育園や学童クラブへの送迎などの援助に対して、1時間当たり700円(休日、早朝・夜間は900円)が依頼会員から支払われます。

A事業説明会

26月6日以(①来館②オンライン※後日、登録のための来館が必要)

閏①午前10時30分~11時30分②10時30分~11時

B協力会員講習会

26月24日出午前9時20分~午後3時30分、25日旧午前9時~午後4時15分、28日似午前9時30分~午後3時30分

AB共に

図各申し込み順20人 図当日登録する場合は会員登録 する方の写真(縦3cm×横2.5cm)2枚

■電話、Eメール(Ⅲ要確認)または直接すこやか

鳥、まちの話題・鳥

調布市応援アスリートの宇田幸矢選手が 卓球台を寄付

5月1日、調布市応援アスリートの卓球選手 宇田幸矢さんから、西調布体育館に卓球台を寄付 いただきました。この卓球台は宇田選手が幼稚園 の頃から実際に練習に使用していたもので、卓球 の普及・振興のため有効に使わせていただきます。



右から、宇田幸矢選手、宇田選手の父で 卓球教室「うだ卓」代表の宇田直充さん

(スポーツ振興課)

●小児科医による健康相談

■6月14日例午前10時30分~11時30分

闘貫井清孝(すこやか協力医) 屋申し込み順5人

■電話または直接すこやか

他治療行為は行いません



令和5年度版くらしの案内~シルバー編~

高齢者を対象とした相談窓口や趣味活動の紹介、一人暮らしの方のための事業など、市が独自で行う制度やサービスを掲載しています。

配布場所/高齢者支援室(市役所2階)、老人憩の家、ふじみ交流プラザ、総合福祉センター、各地域包括支援センター・地域福祉センター・図書館、神代出張所、生涯学習情報コーナー(文化会館たづくり11階)、シルバー人材センター



問高齢者支援室☎481-7150

第35回福祉大会 市民顕彰者の推薦

市内で5年以上地域福祉活動やボランティア活動に 貢献されている方を顕彰します。

■■ 6月30日 金までに推薦書(総合福祉センター2階窓口で配布、または社会福祉協議会**型**から印刷可)を社会福祉協議会**2**481−7617

第29回菊野台ボランティアまつり

■ 5月28日(日)午後1時~3時30分 **國**菊野台地域福祉 センター **図**模擬店、バザー、舞台発表ほか ■市民活動支援センター菊野台コーナー(火・木・土

曜日) ☎481-6500 (社会福祉協議会)

メンタルヘルス市民講座

置各回1500円 (当事者・学生1000円。資料・茶菓代込み。テキスト代別途500円) **個**子ども同伴可

■**週**電話またはFAXに氏名、電話番号、参加人数を明記し、前日までにクッキングスター☎・**四**498-5177 (障害福祉課)

からだと歩行補助具の相談室

杖や歩行器などの福祉用具の上手な活用法を理学療法士が個別にアドバイスします。

■6月19日/日午後 励文化会館たづくり3階301・302 会議室 図65歳以上の市民(要介護認定者を除く)■申し込み順2人 圏無料

申問5月22日 例から電話で高齢者支援室☎481-7150

ドルチェ書道「短冊に願いを込めて」

書道講師の指導をもとに、笹に飾る短冊や小筆で氏名を書いてみませんか。

■6月21日似午前10時30分~正午 **厨**総合福祉センタ -4階 **園**市内在住の障害のある方と家族

定申し込み順10人 費無料

園 5 月22日 例以降に直接またはFAX、電話でドルチェ ★490-6675・ **園** 444-6606・ **国** dolce@ccsw.or.jp(平日午前9時~午後5時。当日申し込みも可)

健康活動ひろば活動室の利用

【7~9月の利用可能日】

園毎日 (7月1日出)・2日(日)・9日(日)・19日(水~21日 歯、9月3日(日)・9日(土)・10日(日)・30日(土)を除く) **園**午前9時~午後9時 (1区分2時間、1日当たり1団 体1区分利用可) **園**大半が市内在住・在勤・在学者

で構成され、身体運動を通して健康増進を図る活動を行う団体 回健康活動ひろばの室内で実施できる運動 【公開抽選実施日】

■5月27日出午前9時30分~ **励**健康活動ひろば2階活動室こかげ **図**団体の代表者(1団体1人) ■当日直接健康活動ひろばへ

【抽選会後の空室利用】

■利用希望日の3日前(土・日曜日、祝・休日に当たる場合は直前の平日)までに、健康推進課(文化会館たづくり西館保健センター4階) ■無料

間健康推進課☎441-6100

高齢者家事援助ヘルパー 養成研修受講者募集



図7月10日(月)~12日(水) (別途実習3時間程度と事業所説明会を実施) **励**文化会館たづくり9階研修室 図市内事業所で訪問型の家事援助サービスのヘルパーとして働く意思のある市民 **園**申し込み順20人

国間7月7日**出までに、電子申請または電話で㈱One** toOne福祉教育学院☎03-6423-1515 (平日午前9時~午後5時) (高齢者支援室)

令和5年度も実施!

パラハートちょうふ

地域共生推進ふれあい商店等補助事業 (バリアフリー化補助金)

障害のある方にやさしい「店づくり」や「商店などの取り組み」を応援します。 この機会にお店をバリアフリー化しませんか。

図不特定多数を対象に営業している、調布市商工会加入または加入を予定している中小規模の商店など

■週調布市商工会☎485-2214(障害福祉課)

折り畳み式スロープの例



		1	
補助対象	例	補助率	補助上限額
段差解消などに要する	スロープの設置、ドアの改修、手すりの取り付け、トイレ	80%	50万円
改修工事費	の洋式化など		3077
段差解消などに要する	折り畳み式スロープ、車いすなど		15万円
備品などの購入費			
障害者に便利な消耗品	点字・音声コード入りメニュー作成(要件あり。詳細は商 工会へ)、点字案内板、コミュニケーションボードなど		5万円
などの購入費			
	-		

基らしの情報

安全・安心なまちづくり

|防災行政無線を用いた 全国一斉の情報伝達訓練

緊急情報を確実にお伝えするため、全国瞬時警報シ ステム「Jアラート」を活用した情報伝達訓練を行い ます。

16月7日 | 11時~ | **1**0月1日 | 11日 | 1 Jアラートのテストです。」×3回+「こちらは、ぼ うさい調布です。」 +下りチャイム

間総合防災安全課☎481-7346



税金・保険・年金

市民課・納税課・保険年金課の休日窓口

超5月28日(日)、6月10日(土)・25日(日)

野午前9時~午後1時

個保険年金課の休日窓□は5月28日で終了(保険年金 課は国民健康保険のみ取り扱い)

厨間市民課(市役所2階・市役所1階101会議室)

☎481−7041~5

保険年金課(市役所2階) ☎481-7052 納税課(市役所3階) ☎481-7214~20

市税の納付は口座振替を |〜申し込みは郵送も可能〜

【□座振替対象税目/納期限・申込期限】

◎国民健康保険税

◎固定資産税・都市計画税

第2期(7月31日/月振替)/6月20日(以(必着)

◎個人市・都民税(普通徴収)

第2期(8月31日休振替)/7月20日休(必着) ■依頼書(市内の取扱金融機関に備え付け。郵送希望 は要連絡)で申し込み※キャッシュカード(来庁者本 人名義)と本人確認書類を市役所に持参し手続き可

囮個人市・都民税の年金特別徴収(公的年金からの天

圓納税課(市役所3階) ☎481-7214~20

国民健康保険加入者の |傷病手当金支給の適用期間終了

引分)は、□座振替での納付は不可

国民健康保険の加入者が、新型コロナウイルス感染 症に感染し療養のため仕事を休み、給与などを受ける ことができない場合、世帯主からの申請で傷病手当金 を支給します。

適用期間/令和2年1月1日~令和5年5月7日に新 型コロナウイルス感染症に感染し、その療養のため仕 事を休んだ期間※令和5年5月8日以降に感染した場 合は対象外

他申請方法などは市町参照

間保険年金課☎481-7052

住宅改修に伴う 固定資産税(家屋)の減額措置

工事が完了した翌年度の家屋にかかる固定資産税を 減額しています。

①耐震改修住宅

図昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、令和6 年3月31日までに現行の耐震基準に適合した一定の耐 震改修工事を行ったもの

減額率/2分の1(1戸当たり120㎡相当部分まで)

②高齢者等居住改修住宅

対新築した日から10年以上経過し、高齢者・障害のあ る方などが居住する住宅で、令和6年3月31日までに 一定の要件を満たす改修工事(バリアフリー改修工事) を行ったもの

減額率/3分の1(1戸当たり100㎡相当部分まで)

③熱損失防止(省エネ)改修住宅

図平成26年4月1日以前から所在する住宅で、令和6 年3月31日までに一定の要件を満たす熱損失防止(省 エネ) 改修工事を行ったもの

減額率/3分の1 (1戸当たり120㎡相当部分まで) ①~③共に

■改修工事完了後3カ月以内に資産税課へ申告 他①③長期優良住宅認定後に改修した場合は3分の2 を減額。②③床面積が50~280㎡の住宅が対象

間資産税課☎481-7208・9

マイナンバーカードを利用した コンビニ交付サービス停止

システムメンテナンスのため、終日利用できません。 **超**6月8日休 他市役所1階と神代出張所のマルチコ ピー機も利用不可

間市民課☎481-7041~3

住まい・街づくり・環境

A令和5年5月 都営住宅地元割当分入居者募集

▷募集住宅

- ●調布緑ケ丘二丁目(バリアフリー仕様) 単身者向1DK 2戸 **M**緑ケ丘2-30ほか
- ●下石原第2 家族向3DK(2人以上)1戸 所下石原 1 - 15
- ●入間町二丁目 家族向3DK(2人以上)1戸 **所**入間町2-2

B令和5年6月 市営住宅入居者募集

▷募集住宅

- ●調中前市営住宅 単身者向1DK 1戸 **」面富士見町4−40−2**
- ●富士見第2市営住宅 家族向3DK(3人以上)1 戸 厨富士見町1-40-1
- ●山野市営住宅 家族向3DK(3人以上)1戸 **所**深大寺北町6-42-1
- ●調中前市営住宅 家族向3DK(3人以上)2戸 所富士見町4-40-2

AB共に

入居資格/募集案内を参照

▷募集案内・申込書の配布

期5月29日(月)~6月5日(月)

畸・厨①平日午前8時30分~午後5時15分・総合案内 所(市役所2階)、住宅課(市役所7階)、神代出張所、 市民プラザあくろす3階(午後5時まで)、市内各地 域包括支援センター(営業時間内)②配布期間の開庁 時間以外・庁舎管理員室前(市役所1階)

■ ■ 6 月 7 日 州 (消印有効) までに〒182-8511市役 所住宅課☎481-7141へ持参または郵送

課税・非課税証明書」などを交付 間市民税課 6月9日金から) 「令和5年度市民税・都民税

☎481−7193~7

図令和5年1月1日時点で市内に居住し、次の①~④いずれかに該当する方 ①令和5年度市民税・都民税の申告または令和4年分の所得税・復興特別所得税 の確定申告をした②勤務先が市に給与支払報告書を提出しており、ほかに所得が なかった③収入が公的年金のみで、その支払先が市に公的年金等支払報告書を提 出している④市内居住者の扶養控除対象となっている配偶者や扶養親族 ※令和5年1月2日以降に転入した方は、前住所地の市区町村で交付 ※給与(特別徴収)のみの方は、5月19日から窓口に限り証明書の交付可

交付場所

交付方法	場所	時間
	市民税課(市役所3階)	午前8時30分~午後5時15分
	神代出張所☎481-7600	(土・日曜日、祝日を除く)
窓口	深大寺地域福祉センター ☎486-3851	午前9時~午後4時30分(土·日曜日、祝日、第4月曜日を除く)
	市民プラザあくろす3階 (男女共同参画推進セン ター内) ☎ 443-1215	午前8時30分~午後5時(土・日曜日、祝日、第3月曜日(休日の場合は直後の平日)を除く)
	マルチコピー機が設置されている店舗	午前6時30分~午後11時(機器メンテナンス日などを除く)

※コンビニエンスストアではマイナンバーカード取得者本人の令和5年度証明書 のみ交付。マイナンバーカードと4桁の暗証番号が必要

※証明書は郵送などによる申請も可。詳細は市配参照または要問い合わせ

※いずれの方法も年末年始は交付不可

マイナンバーカードをお持ちの方は、 コンビニ交付サービスを利用できます

令和5年度市民税・都民税納税通知書の発送日

所得の種類			納税方法	
		特別徴収 (給与天引き)	普通徴収 (個人納付)	特別徴収 (年金天引き)
年金のみ	65歳以上			6月9日魵
十並りの	65歳未満		6月9日金	
年金	65歳以上		6月9日金	6月9日魵
+その他の所得	65歳未満		6月9日織	
年金	65歳以上		6月9日金	6月9日魵
+給与(普通徴収)	65歳未満		6月9日金	
年金	65歳以上	5月19日金		6月9日魵
+給与(特別徴収)	65歳未満	5月19日金		
年金以外の収入 (普通徴収)			6月9日金	
給与 (特別徴収) のみ		5月19日金		

※年齢は、令和5年4月1日現在

※年金を受給する65歳以上の方で、令和5年度に年金からの天引きが始まる場合 は、6・8月(1期・2期)は個人納付、10・12・2月は年金天引きとなります ※所得の状況により、表と異なる場合があります。不明な点はお問い合わせくだ





















ごみダイエット注意報

目標を 達成して います



引き続きごみ減量にご協力をお願いします。

目標/令和4年度家庭ごみの量:1人1日当たり360 g 実績/令和5年1~3月家庭ごみの量:1人1日 当たり351g。1人1日当たり9g下回っています

ごみダイエット注意報とは

1人1日当たりの家庭ごみの量の目標を達成できているかをお知らせします。四半期ごとに市報や市配、ごみアプリなどでお知らせします。

間ごみ対策課☎042-306-8781

冷線 健康

5月31日水は世界禁煙デー

毎年5月31日から6月6日は「禁煙週間」です。受動喫煙のない社会を目指して、禁煙について考えてみませんか。

◎タバコの有害性

タバコには多くの有害物質が含まれています。発がん性物質は約70種類含まれ、肺がんなどのリスクを増加させます。ニコチンは、血管を収縮し血流を悪くさせ、肌にしわ・たるみ・くすみ・かさつきが出現します。依存性が高くタバコをなかなかやめられない原因にもなります。また、喫煙者だけでなく、副流煙を吸い込む受動喫煙によって、非喫煙者にも健康被害をもたらします。

◎タバコをやめたい方

禁煙外来など専門医療機関の医師に相談しましょう。 市では禁煙相談を行っています。詳細はお問い合わせ ください。

圓健康推進課☎441-6100

風しん抗体検査・予防接種のクーポン券送付

公的に風しんの予防接種を受ける機会がなかった方に、抗体検査と予防接種を無料で受けられるクーポン券を送付します。

程6月上旬に発送

図昭和37年4月2日〜昭和54年4月1日に生まれた男性で令和4年度までに未受診の方(抗体検査で十分な量の風しんの抗体があることが判明している方は検査・予防接種不要) ■無料

■クーポン券を持参し、実施医療機関へ(転入者は健康推進課へ要申請)

■新しいクーポン券が届く前に検査を希望する場合は、 令和4年度に発行したものを利用可

間健康推進課☎441-6100

歯と健康のつどい

程6月3日(+)

M文化会館たづくりむらさきホール

図画・ポスターと標語コンクール表彰、8020・9020 歯のコンクール表彰式(午後1時~2時20分)、70周年特別記念講演会「おいしく、楽しく、美しく、摂食機能の実力~長生さは唾液で決まる~」(2時30分~4時15分)

置植田耕一郎(日本大学教授)

費無料

■当日直接会場へ

週調布市歯科医師会☎485-4892

健康推進課☎441-6100

食事なんでも相談室(栄養相談)

■6月7日似午後、27日以午後

励文化会館たづくり西館保健センター1階

定申し込み順6人

他医療機関で治療中の方は要問い合わせ

■ 問電話で健康推進課 2441-6100

今からはじめる健康づくりシリーズ第1回 「気になるおなか周りの脂肪と向き合う」

■6月26日(月)午前9時20分~11時(予定)

励文化会館たづくり西館保健センター2階

図35~64歳の市民(糖尿病・脂質異常症で治療中の方を除く)

屋申し込み順25人

費無料

保未就学児(定申し込み順5人)

園 5月22日月午前9時~6月18日日午後 5時15分に電話で健康推進課☎441-6082、 または申し込みフォームから申し込み



7.4

調和小プール6月の休館日



休館日/12日(月)·26日(月)

学校が使用する日(一般開放は午後4時から使用可)

✓13日以~16日盆・19日月~23日盆・27日以~30日盆 個詳細は市■で要確認

スポーツ

週調和小プール受付☎485-5631 (スポーツ振興課)

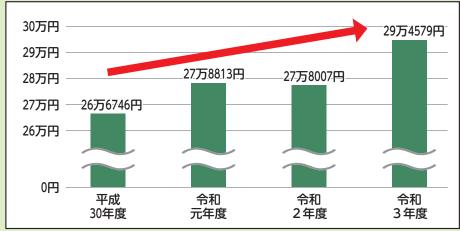
国民健康保険の財政健全化と 令和5年度の保険税率

間保険年金課☎481-7052~4

国民健康保険財政は約17億円の赤字

高齢化の進展とともに、加入者の医療費は増加傾向にあります(図1)。 国民健康保険財政は、加入者の納付する保険税と、法令で決められた割合に応じて国・都・市から支出する公費だけでは賄えず、市の一般会計から約17億円(令和3年度決算)の赤字補填(法定外繰入金)を受けて運営しています。

図1 加入者1人当たりの医療等給付費



これからも安心して医療を受けるために

国民健康保険を安定して運営していくためには、財政健全化が必要です。このため、調布市国民健康保険運営協議会に諮問し、市へ答申書の提出がありました。 答申のポイント/国民健康保険事業は慢性的な財源不足による厳しい財政運営が続く中、国保財政健全化計画に沿った計画的な税率改定(3年ごとに改定率5%)が不可欠である。

国民健康保険税の令和5年度税率改定

答申を反映し、令和5年度に、国保財政健全化変更計画に基づく税率改定を 実施し、財政の健全化を進めます(**表1**)。

あわせて、国民健康保険税(均等割額)の軽減対象世帯を拡充し、低所得者 の負担軽減を図ります(**表2**)。

令和5年度納税通知書は、7月上旬(予定)に世帯主の方へお送りします。

表1 令和5年度の保険税率改定

		令和4年度	令和5年度	引き上げ幅
	所得割率	5.25%	5.52%	0.27ポイント
医療分	均等割額	2万7600円	2万9000円	1400円
	限度額	63万円	65万円	2万円
後期高齢者	所得割率	1.88%	1.98%	0.1ポイント
	均等割額	9800円	1万300円	500円
支援分 	限度額	19万円	20万円	1万円
	所得割率	1.66%	1.75%	0.09ポイント
介護保険分	均等割額	1万1400円	1万2000円	600円
	限度額	17万円	17万円	変更なし

※限度額は、課税年度における年額

表 2 国民健康保険税の軽減対象世帯

12.2	国氏健康体験代の発展対象性帯			
	令和4年度	令和5年度		
7割 軽減		変更なし		
5割軽減	「 万円×加 老数 +1()万円× (給	【世帯全体の所得額】43万円+(29 万円×加入者数)+10万円×(給 与所得者等の数-1)以下		
2割軽減	「 万円×加 老数 +1()万円× (給	【世帯全体の所得額】43万円+(53.5 万円×加入者数) +10万円×(給 与所得者等の数-1) 以下		

今後の取り組み

今後も国保財政健全化計画に基づき財政健全化を目指し、計画的な税率改定に取り組んでいきます。